

令和4年和光市議会3月定例会

# 提出議案の概要

和光市

議案第1号	和光市教育委員会教育長の任命について
-------	--------------------

担 当	職員課
-----	-----

【目的】

和光市教育委員会教育長の久保昭男氏が令和4年3月31日をもって辞職することに伴い、新たに石川毅氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

【内容】

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町1丁目9番2号

石川 毅（いしかわつよし）

議案第2号	和光市教育委員会委員の任命について
-------	-------------------

担 当	職員課
-----	-----

【目的】

和光市教育委員会委員の村中秀人氏の任期が、令和4年3月5日をもって満了となるため、引き続き同氏を和光市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

【内容】

埼玉県朝霞市根岸台7丁目37番12号  
村中 秀人（むらなかひでと）

議案第3号	訴えの提起について
担 当	社会援護課

【目的】

東内元職員を相手方として、生活保護に関する損害賠償請求事件の訴訟を提起することについて議決を求めるものです。

【内容】

東内元職員に対し、その不法行為により市が被った損害として、市が国に返還した生活保護費等国庫負担金相当額及び市が負担している保護費相当額の合計622万2,539円に弁護士費用相当額622,253円を加えた損害賠償金684万4,792円並びに訴訟費用の負担を求める訴訟の提起です。

議案第4号 駐車場の有料化に伴う財産の貸付について

担 当 資産戦略課

【目的】

市有財産の有効活用を図り、市民サービスの向上と持続可能なまちづくりを図るために、公共施設における財産貸付事業を実施する。貸付料が行政財産の使用料に関する条例第2条に準じて算出した貸付料を下回ることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものである。

【内容】

(1)貸付ける財産：

名称	所在	区分	指定用途
中央公民館敷地	和光市中央一丁目4824番3、 9、4825番3の各一部、482 5番1	土地	駐車場
勤労青少年ホーム敷地	和光市新倉一丁目4035番8、9 の一部	土地	駐車場

(2)相手：株式会社イーマックス

(3)仮契約予定日：令和4年3月下旬

(4)事業期間：市議会議決後において定める日から令和9年3月31日まで

(5)貸付料：

名称	提案貸付料	条例に準じて算出した額
中央公民館敷地	51,480 円	505,300 円
勤労青少年ホーム敷地	24,750 円	383,200 円

議案第5号	和光市勤労福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
担当	産業支援課

【目的】

和光市勤労福祉センターの管理運営について、令和4年3月31日をもって現在の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び和光市勤労福祉センター条例（平成4年条例第19号）に基づき、指定管理者を指定するものです。

【内容】

- 1 指定する施設 和光市勤労福祉センター  
所在地 和光市新倉七丁目10番7号  
敷地面積 2,472㎡  
建築面積 1,482㎡  
延べ床面積 3,133㎡
- 2 指定の相手方 シンコースポーツ株式会社  
所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号  
代表者職氏名 代表取締役 石崎 健太
- 3 指定管理期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

議案第6号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
担当	職員課

【目的】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合組合は、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、埼玉県知事の許可を受ける必要があります。

また、地方自治法第290条の規定により、協議につきましては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされています。

【内容】

「埼玉県都市競艇組合」が「埼玉県都市ボートレース企業団」に名称変更します。

【施行期日】

令和4年4月1日から施行します。

議案第8号	和光市防災会議条例の一部を改正する条例を定めることについて
-------	-------------------------------

担 当	危機管理室
-----	-------

**【目的】**

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成10年条例第18号）の一部改正による消防本部の名称及び職名の変更に伴い、和光市防災会議条例の規定について改正を行います。

**【内容】**

和光市防災会議条例第3条第5項第6号の防災会議の会長及び委員の規定について、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部の名称及び職名の変更に伴い、「埼玉県南西部消防局消防局長」に修正しました。

**【施行期日】**

令和4年4月1日から施行します。



議案第9号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課

**【目的】**

令和3年8月10日に行われた人事院勧告等による国家公務員の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」について、当市においても国家公務員に準拠して適用するため、関係規定を改正するものです。

**【内容】**

- (1) 非常勤職員の育児休業等取得要件の緩和  
（「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止します）
- (2) 育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について  
（妊娠・出産・育児休業等に関する研修、相談等の規定を設けます）

**【施行期日】**

令和4年4月1日から施行します。

議案第10号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
--------	------------------------------

担 当	建築課
-----	-----

**【目的】**

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）等の改正法（令和3年法律第48号）の施行に伴い、関係する手数料について所要の改正を行うものです。

**【内容】**

別表第6号「長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係」について、以下の内容を改正します。

- (1) 認定手続の合理化  
（住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準を併せて実施）
- (2) 認定対象の拡大  
（共同住宅の区分所有者ごとの認定から管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更）

**【施行期日】**

令和4年4月1日

議案第11号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	健康保険医療課

【目的】

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）」が公布されたため、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置等に関する、条例の改正を行うものです。

【内容】

国民健康保険制度の保険税は、応益保険税の均等割・平等割と応能保険税の所得割・資産割に応じて設定されています。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税の7・5・2割の軽減措置が講じられています。

今回、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において未就学児に係る均等割保険税を軽減することになりました。

その内容は、軽減措置の5割を公費により軽減するものです。例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから、8.5割軽減となります。

国・地方の負担割合については、国1/2、県1/4、市1/4となります。

また、この他に主に規定の明確化の観点から一部条文の改正を行っています。

【施行期日】

令和4年4月1日（一部は公布の日）

議案第12号	和光市消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて
--------	------------------------------

担 当	危機管理室
-----	-------

**【目的】**

消防庁からの通知による消防団員の処遇改善を目的とした、出動報酬の策定及び報酬金額の変更に伴い、和光市消防団条例の規定について改正を行います。

**【内容】**

消防団員の処遇改善のため、報酬の改正（第16条関係）、費用弁償等の改正（第17条関係）、別表第1及び別表第2の改正を行います。

**【施行期日】**

令和4年4月1日から施行します。

議案第13号 市道路線の認定について

担 当 道路安全課

【目的】

市道662号線の認定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

認定する市道路線

市道662号線

起点 和光市新倉二丁目3087番1地先

終点 和光市新倉二丁目3086番7地先

幅員 4.50m～8.87m

延長 89.28m

【施行期日】

議会承認後、縦覧・告示を行います。

議案第18号 令和3年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算(第2号)

担当 企業経営課

【目的】

今回の補正については、既定予算第5条に定めた継続費の令和3年度の年割額を1,110万円に改めるものです。これに伴い、その財源である企業債を2億7,630万円減額し、3億9,960万円から1億2,330万円に改めます。また、工事請負費の減額により納付消費税額が2,488万6千円増額するため、1,208万1千円から3,696万7千円に改める追加補正予算を提出するものです。

【内容】

継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	谷中川第4号 雨水幹線整備 工事	337,458千円	令和2年度	40,000千円
				令和3年度	11,100千円
				令和4年度	286,358千円